



# 茨城県報

第 324 号

令和 4 年 (2022年) 7 月 19 日

火 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 一般廃棄物処理施設の設置許可申請 (廃棄物規制課) ..... 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 (2 件) (廃棄物規制課) ..... 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課) ..... 5

### 公 告

- 落札者等の公示 (市町村課) ..... 7
- 都市計画の図書の縦覧 (9 件) (都市計画課) ..... 7
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) ..... 10

### ( 教 育 委 員 会 )

- 入札公告 ..... 10

## 告 示

### 茨城県告示第716号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第8条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	光陽産業株式会社 代表取締役 高橋 勇 静岡県御殿場市神場三丁目15番地
一般廃棄物処理施設の設置場所	茨城県笠間市安居字上平2968番1、2978番1、2979番、2982番、3996番
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設 (焼却)
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体
申請年月日	令和 4 年 6 月 15 日

関係書類の縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 水戸市笠原町978番 6</li> <li>・笠間市役所市民生活部資源循環課 笠間市中央三丁目 2 番 1 号</li> </ul>
縦覧期間	令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 8 月 18 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

## 2 意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

令和 4 年 9 月 1 日

### (2) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

水戸市笠原町978番 6

### (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 一般廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第717号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	光陽産業株式会社 代表取締役 高橋 勇 静岡県御殿場市神場三丁目15番地
産業廃棄物処理施設の設置場所	茨城県笠間市安居字上平2968番 1、2978番 1、2979番、2982番、3996番
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設（政令第7条第3号） 廃油の焼却施設（政令第7条第5号） 廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号） 産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2） ※ストーカー式焼却炉

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体
申請年月日	令和 4 年 6 月 15 日
関係書類の縦覧場所	・茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 水戸市笠原町978番 6 ・笠間市役所市民生活部資源循環課 笠間市中央三丁目 2 番 1 号
縦覧期間	令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 8 月 18 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

## (1) 提出期限

令和 4 年 9 月 1 日

## (2) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

水戸市笠原町978番 6

## (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第718号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	光陽産業株式会社 代表取締役 高橋 勇 静岡県御殿場市市場三丁目15番地
産業廃棄物処理施設の設置場所	茨城県笠間市安居字上平2968番 1、2978番 1、2979番、2982番、3996番

産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設 (政令第 7 条第 3 号) 廃油の焼却施設 (政令第 7 条第 5 号) 廃プラスチック類の焼却施設 (政令第 7 条第 8 号) 産業廃棄物の焼却施設 (政令第 7 条第 13 号の 2) ※ロータリーキルン式焼却炉
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体
申請年月日	令和 4 年 6 月 15 日
関係書類の縦覧場所	・茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 水戸市笠原町978番 6 ・笠間市役所市民生活部資源循環課 笠間市中央三丁目 2 番 1 号
縦覧期間	令和 4 年 7 月 19 日から令和 4 年 8 月 18 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

令和 4 年 9 月 1 日

### (2) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

水戸市笠原町978番 6

### (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第719号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第 1 項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第 4 項により公示する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和 彦

家畜伝染病の種 類	家畜の種 類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発 生年月日	転 帰
ヨーネ病	乳用牛	患畜	2 頭	常陸大宮市	令和 4 年 6 月 17 日	家畜伝染病予防法第 17 条の規定により殺処分
ヨーネ病	乳用牛	患畜	2 頭	水戸市	令和 4 年 6 月 23 日	家畜伝染病予防法第 17 条の規定により殺処分

茨城県告示第 720 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 7 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市北塩子字堂ノ前 564 番 6 地先から 常陸大宮市北塩子字一丁田 1518 番 2 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 18.1 最小 2.2	メートル 200	
常陸大宮市北塩子字堂ノ前 564 番 6 地先から 常陸大宮市北塩子字一丁田 1518 番 2 地先まで	(A) 新	最大 18.1 最小 2.2	200	バイパス新設
常陸大宮市北塩子字榎田 389 番 1 地先から 常陸大宮市北塩子字一丁田 1518 番 2 地先まで	(B)	最大 44.4 最小 12.4	440	

茨城県告示第 721 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 7 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 江戸崎下総線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市大字桑山字浦向1679番1地先から 稲敷郡河内町大字平川字南城田598番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 18.9 最小 6.4	2,648	
	新	最大 25.2 最小 12.7	2,648	現道拡幅

## 茨城県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 古河坂東自転車道線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町大字塚崎字清水2422番3地先から 猿島郡境町大字塚崎字清水2476番3地先まで	旧	(A) 最大 3.0 最小 3.0	メートル 303	
		(B) 最大 6.0 最小 3.0	305	
	新 (A)	最大 3.0 最小 3.0	303	迂回路撤去

## 茨城県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 古河坂東自転車道線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市中田字宿並759番地先から 古河市中田字東町裏460番2地先まで	旧	(A) 最大 3.0 最小 3.0	メートル 175	
		(B) 最大 9.2 最小 4.0	189	
	新 (A)	最大 3.0 最小 3.0	175	迂回路撤去

## 公 告

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合には、その理由

①第26回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷 数量：第26回参議院議員通常選挙選挙公報 茨城県選挙区選出議員選挙分128万1千部 比例代表選出議員選挙分128万1千部 ②総務部市町村課 茨城県水戸市笠原町978番6  
③令和4年6月15日 ④株式会社茨城新聞社 茨城県水戸市笠原町978番25 ⑤第26回参議院議員通常選挙選挙公報 茨城県選挙区選出議員選挙分1ページ3.27円（消費税及び地方消費税込み。）、比例代表選出議員選挙分1ページ2.58円（消費税及び地方消費税込み。） ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

### ●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（大和駅北地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

### ●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（インターチェンジ南地区）
- 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（上の原地区）

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（塙世工業地区）

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（谷貝工業第1地区）

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。



令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画 (谷貝工業第 2 地区)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画 (高久工業地区)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、桜川市から都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画 (稲工業地区)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画用途地域の変更に伴い、桜川市から都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月19日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡美浦村大字宮地字井戸道645番6、字権現649番6、650番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡美浦村大字土屋1971番地101美浦第一グリーンコーポ507  
吉田 克也、吉田 有加

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字吉原字北原1123番1
  - 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町福田174番地5  
株式会社リパティホースナヴィゲイト  
代表取締役 佐久間 拓士

(教育委員会)

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和4年7月19日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物件及び数量  
茨城県立 I T 未来高等学校 実習用コンピュータ 一式
  - (2) 借入物件の特質等  
借入物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 借入期間  
令和5年3月1日から令和10年2月29日までとする。ただし、令和5年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
  - (4) 借入場所  
茨城県笠間市大田町352-15 茨城県立 I T 未来高等学校
- 2 担当部局  
〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県教育庁学校教育部教育改革課 I C T 教育推進室

電話 029 - 301 - 5308

FAX 029 - 301 - 5309

メール kokyo6@pref. ibaraki. lg. jp

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加資格に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書で要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。
- (5) 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

### 5 入札説明書の交付期間及び場所

#### (1) 期間

入札公告の日から令和 4 年 8 月 17 日 (水) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (正午から午後 1 時までを除く。)。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

#### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎22階

茨城県教育庁学校教育部教育改革課 I C T 教育推進室

### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 7 月 29 日 (金) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

#### ウ 方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

令和 4 年 8 月 4 日 (木) 午後 5 時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)から(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

令和 4 年 8 月 17 日 (水) 午前 10 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合は、電子調達システムにより、入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信のいずれかの方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参等により提出すること。

## (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 8 月 25 日 (木) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載する金額は、月額賃貸料とすること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書にて 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書すること。

郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 8 月 30 日 (火) 午後 5

時までシステムにファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 8 月 31 日 (水) 午前 10 時

イ 場所

茨城県庁入札室 1 (茨城県庁行政棟 1 階)

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札に

より参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 詳細は入札説明書による。

### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented:  
Ibaraki Prefectural High School Computer System 1set
- (2) Term of rent:  
From 1 March 2023 to 29 February 2028
- (3) Time limit for the submission of tenders  
: 17:00 30 August 2022 in case of by hand  
: 17:00 30 August 2022 in case of by mail
- (4) Contact point for the notice:  
Education Reform Division, Education Agency, Ibaraki Prefecture  
978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8588  
Tel. 029-301-5308

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)